

徳島県県土整備部委託業務（建築）成績評定公表要領

（目的）

第1条 この要領は、徳島県県土整備部委託業務（建築）成績評定要領（以下「成績評定要領」という。）第10条に規定する評定結果の公表について、必要な事項を定めるものとする。

（公表の対象及び内容）

第2条 公表の対象は、成績評定要領第2条に規定する委託業務とする。

2 公表する内容は、成績評定要領第7条に規定する委託業務成績評定通知書（別表1を含む。）の写しとする。

（公表の方法）

第3条 公表の方法は、営繕課において閲覧に供するものとする。

（閲覧に供する期間及び日時）

第4条 閲覧に供する期間は、発注者が評定の結果を通知した日からその翌年度3月31日までとする。

2 閲覧に供する日は、徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）に規定する県の休日を除く日とする。

3 閲覧に供する時間は、原則として、午前8時30分から午後6時15分までとする。ただし、午後零時から午後1時までを除く時間とする。

（閲覧の条件）

第5条 閲覧する者は、営繕課が指定する場所で、閲覧しなければならない。

2 閲覧する者は、閲覧する書類を持ち出すことはできない。

3 閲覧する者は、閲覧する書類を破損してはならない。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。